

令和4年7月20日

各町立小・中学校保護者様

伊奈町教育委員会教育長

夏季休業に向けた新型コロナウイルス感染症対策等について

大暑の候、保護者の皆様におかれましては、日頃より本町の教育活動及び新型コロナウイルス感染症対策への多大なるお力添えをいただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症については、現在、陽性者数が急増しており、感染力が更に強いとされる新たな変異株（BA.5系統オミクロン株）への置き換えについて報告されております。

伊奈町においても、このことを踏まえ、夏季休業中における留意事項をまとめましたので、お知らせいたします。併せて、リーフレット「暑さとコロナに負けない夏休みの心得」も送付しますので、活用してください。

記

1 基本的な感染防止対策の徹底について

(1) 健康観察の徹底

ア 日々の健康状態を確認するため、検温・健康観察をしてください。

イ 発熱や倦怠感、喉の違和感等の風邪症状があるなど、普段と体調が少しでも異なる場合や家庭内に体調不良者がいる場合には、自宅で休養（登校自粛）をし、医療機関で受診をしてください。

2 部活動及び合宿について

(1) 体調不良者及び家庭内に陽性者又は体調不良者（未診断の発熱・咽頭痛等）がいる場合は、部活動、合宿及び公式大会等の参加をひかえてください。

(2) 部活動や登下校の際は、直行直帰を徹底するよう指導します。

(3) 更衣場面、休憩場面、活動前後等において、マスクを着用しないなど感染防止対策を行わずに会話をしたり、飲食をともにしたりしないよう指導します。

(4) 合宿については、合宿地の新型コロナウイルス感染症の地域での感染状況等を踏まえ、実施の可否を慎重に判断します。

(5) 陽性者発生に伴い活動停止となった場合には、当該期間に予定している合宿は中止とします。

(6) 合宿期間中に陽性者が確認された場合は、活動を停止するとともに、可能な限り速やかに帰校します。

- (7) 陽性者発生に伴い活動停止となった部においては、部活動内での感染拡大防止のため、無症状者（濃厚接触者相当の者及び体調不良者を除く）について、「埼玉県PCR検査等無料化事業」を活用して無料検査の受検を推奨します。

3 部活動等の熱中症対策について

- (1) 適切な水分補給、涼しい場所での適度な休憩等の指導や児童生徒の健康観察を実施します。
- (2) 熱中症警戒アラートの発令時や、最高気温が35度以上の予報が出された場合には、活動の中止、延期、見直しを検討し、児童生徒の安全確保を最優先とします。気温が35℃以上又は暑さ指数(WBGT)が31℃以上となるなど熱中症リスクが高い高温時には、体育活動や部活動等を原則中止とします。また、気温が35℃未満又は暑さ指数(WBGT)が31℃未満の場合でも、湿度や日差し等の気象条件を注視し、活動中止を含めた予防措置を講じて熱中症発症防止に細心の注意を払います。
- (3) 屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、運動部活動の活動中は、マスクを外すよう指導します。その際、児童生徒の間隔を十分に確保すること等に留意します。なお、屋内の体育館等においては、常時換気又は30分に1回の換気を徹底します。
- (4) 運動時や会話の際等における適切なマスクの着脱や活動時間の短縮など、熱中症リスクの回避と感染リスクの回避の両立を図ります。なお、熱中症リスクの回避と感染リスクの回避の両立が困難な状況においては、活動を中止とします。
- (5) 登下校時には、マスクを外すよう指導します。その上で、できるだけ距離を空ける、近距離での会話を控えることについて指導します。

4 児童生徒のワクチン接種について

ワクチン接種を受ける又は受けないことによる差別等が起きることのないよう指導等に留意します。

5 家庭における感染防止対策について

夏季休業中も家庭や学校外での感染防止を図るため、リーフレット（別添）を御活用ください。

- (1) 規則正しい生活習慣
- (2) 基本的な感染防止対策（メリハリのあるマスクの着脱、手洗いの徹底と適切な換気）
- (3) 日々の健康観察（体調不良の際は外出をひかえる）
- (4) 外出時における直行直帰
- (5) 会食中におけるマスク無しでの会話の自粛
- (6) 児童生徒が陽性者や濃厚接触者となった際の学校への報告
- (7) 運動や登下校時にはマスクを外す